

議員提出議案第13号

大阪府の木造住宅耐震改修補助制度の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別記のとおり交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

意見書案……別記

平成30年10月31日提出

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 交野市議会議員 | 皿 | 海 | ふ | み |
| 賛成者 | 交野市議会議員 | 野 | 口 | 陽 | 輔 |

大阪府の木造住宅耐震改修補助制度の拡充を求める意見書（案）

大阪府の木造住宅耐震改修補助制度の拡充を求める意見書

6月18日の大阪府北部地震と、平成30年台風第21号により、大阪府内でも住宅等に多大な被害が生じている。

特に、耐震工事が未実施の住宅において大きな被害が見られ、今後の災害に備えるためにも、住宅の耐震化を促進することは急務である。

現在、大阪府の木造住宅耐震改修補助制度は、建築基準法が改正される1981年5月31日以前に建築されたものが対象となっている。

しかし、今回の大阪府北部地震においては、1981年6月以後に建築された住宅においても多くの「一部損壊」等の被害が発生し、一日も早い住宅と生活の再建が必要となっている。そのため京都府では、木造住宅耐震改修補助制度の要件を緩和し、1981年6月以降の建物にも対象を拡大し、屋根の軽量化や壁の補強など簡易な耐震改修とあわせて復旧を行う場合について、費用の5分の4（上限30万～40万）の補助を受けられるようにした。

大阪府においても、住宅の耐震化を促進し、大阪府北部地震等の被災者の一日も早い住宅と生活の再建を支援するため、府の木造住宅耐震改修補助制度を次のように拡充することを強く求める。

（1）1981年6月以降の新耐震基準で建築された住宅も補助の対象とすること。

（2）屋根の軽量化や壁の補強など簡易な耐震改修工事も補助の対象とし、大阪府北部地震等の被害の補修とあわせて利用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月31日

交野市議会

大阪府知事 宛

大阪府議会議長 宛